就労選択支援について

福祉部障がい福祉課就労支援係

目　　次

1　就労選択支援の基本的事項
2　就労選択支援サービス利用開始前の流れ
3　支給決定
4　就労選択支援サービス利用中の流れ
5　報酬算定
6　基準・関係通知等

1　就労選択支援の基本的事項

1　就労選択支援の基本的事項

◯現状・課題

・就労系障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障がい者の就労能力や一般就労の可能性について、障がい者本人や障がい者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等につなげられていない。

・現行の就労アセスメントは支援者・利用者間で「就労継続支援B型を利用すること」が前提として決まっている（図１参照）ため、適切なアセスメントが実施されていない。

・就労継続支援A 型・B 型の利用を開始すると固定してしまいやすい。

○就労選択支援の趣旨

障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った**選択を支援する**もの。短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価や就労に関する意向、就労するために必要な配慮等について整理を行い、アセスメント結果を踏まえ、障がい者本人や関係者を交えた多機関連携によるケース会議を行い、障がい者本人の就労に関する**意思決定支援**を行う。

👉 ポイント

就労選択支援は、本人との協同による意思決定を支援する（考える機会の提供含む）サービスであり、就労の可否を判断したり、どの就労系障がい福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない。本人の強み・課題・特徴について、自己理解を促し、本人が進路を選び、決めていくもの。

○期待される効果

・専門的な研修を修了した就労選択支援員の配置により、就労アセスメントに関し、専門的な支援を受けることが可能となる。

・本人の就労能力や適性、ニーズや強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、職業上の課題、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。

・本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援Ａ型・Ｂ型利用開始後も本人の希望に応じて、就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

1　就労選択支援の基本的事項

開始時期	定員	支給決定期間
令和７年１０月１日	１０人以上	原則１か月（最大２か月）

実施主体

・就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障がい福祉サービス事業者で過去３年以内に当該事業者の事業所から３人以上の一般就労者を輩出しているもの
・上記と同等の事業者（障害者就業・生活支援センター※1の受託法人や自治体設置の就労支援センター※2の受託法人等）　※1：新潟市内は、らいふあっぷ　※2新潟市内は、こあサポート

人員配置基準

・管理者
・就労選択支援員（１５：１以上）
※ 短期間のサービスであるため、個別支援計画の作成不要、**サービス管理責任者の配置も不要**。
※ 就労選択支援員の要件として、**就労選択支援員養成研修（受講要件有）を修了していること**（令和９年度末までの経過措置として、基礎的研修と同等以上の研修終了者を就労選択支援員とみなして配置することが可能）。

○対象者

・就労移行支援、又は就労継続支援Ａ型・Ｂ型を利用する意向がある者

・現に就労移行支援、又は就労継続支援Ａ型・Ｂ型を利用している者

<table>
<tr><th colspan="2">サービス類型</th><th>新たに利用する意向がある
障害者</th><th>既に利用しており、
支給決定の更新の意向がある障害者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">就労継続支援B型</td><td>現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）</td><td>令和７年10月から原則利用</td><td rowspan="2">希望に応じて利用
支給決定更新のタイミングで
就労選択支援の案内</td></tr>
<tr><td>・50歳に達している者または障害基礎年金１級受給者
・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）</td><td>希望に応じて利用</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労継続支援A型</td><td>令和９年４月から原則利用</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労移行支援</td><td>希望に応じて利用</td><td>令和９年４月から原則利用
※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者</td></tr>
</table>

○新規の就労継続支援B型新規希望者に係る例外の取扱い

下記の例外事由に該当する場合は、現行の就労アセスメントの手法（就労移行支援事業所等による就労アセスメント）により、就労継続支援Ｂ型を利用することが認められる。

・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、**近隣に就労選択支援事業所がない**場合

・利用可能な就労選択支援事業所が少なく、**就労選択支援を受けるまで待機期間が生じる**場合

👉 ポイント

・判断に悩む場合は、区役所健康福祉課障がい福祉係・担当または障がい福祉課就労支援係へ相談してください。

・**就労移行支援や就労継続支援Ａ型**は、例外規定がない。

○基本プロセス

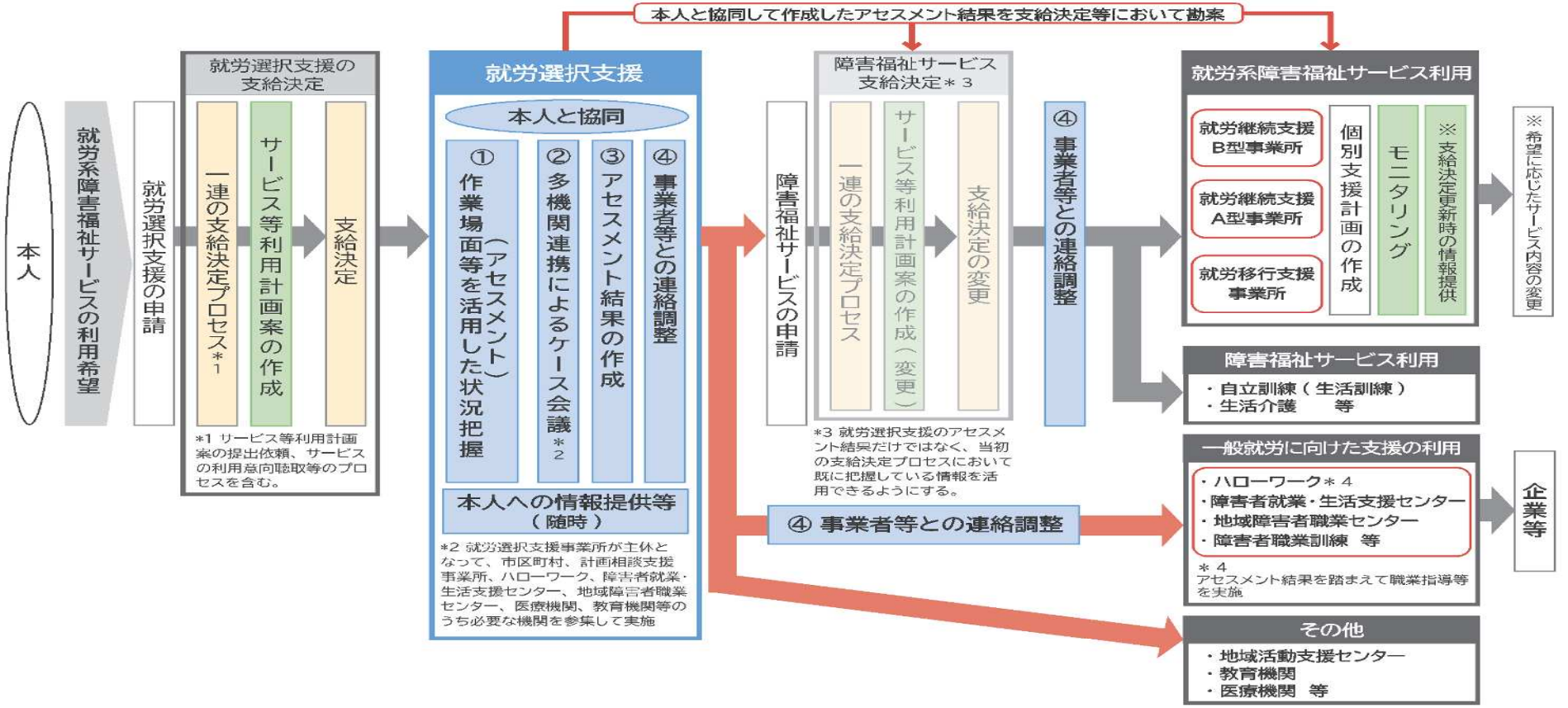
本人と協同して作成したアセスメント結果を支給決定等において勘案
本人
就労系障害福祉サービスの利用希望
就労選択支援の申請
就労選択支援の支給決定
一連の支給決定プロセス＊1
サービス等利用計画案の作成
支給決定
＊1 サービス等利用計画案の提出依頼、サービスの利用意向聴取等のプロセスを含む。
就労選択支援
本人と協同
①作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）
②多機関連携によるケース会議＊2
③アセスメント結果の作成
④事業者等との連絡調整
本人への情報提供等（随時）
＊2 就労選択支援事業所が主体となって、市区町村、計画相談支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、医療機関、教育機関等のうち必要な機関を参集して実施
障害福祉サービスの申請
障害福祉サービス支給決定＊3
一連の支給決定プロセス
サービス等利用計画案の作成（変更）
支給決定の変更
＊3 就労選択支援のアセスメント結果だけではなく、当初の支給決定プロセスにおいて既に把握している情報を活用できるようにする。
④事業者等との連絡調整
④ 事業者等との連絡調整
就労系障害福祉サービス利用
就労継続支援B型事業所
就労継続支援A型事業所
就労移行支援事業所
個別支援計画の作成
モニタリング
※支給決定更新時の情報提供
※希望に応じたサービス内容の変更
障害福祉サービス利用
・自立訓練（生活訓練）
・生活介護　等
一般就労に向けた支援の利用
・ハローワーク＊4
・障害者就業・生活支援センター
・地域障害者職業センター
・障害者職業訓練　等
＊4 アセスメント結果を踏まえて職業指導等を実施
企業等
その他
・地域活動支援センター
・教育機関
・医療機関　等
各プロセスの実施主体
市区町村
＊支給決定を担う
計画相談支援事業所
＊利用者のためのケアマネジメント全体を担う
就労選択支援事業所
＊アセスメント結果および地域の企業等に関する情報提供を通じて、本人の選択を支援する役割を担う

2　就労選択支援サービス利用開始前の流れ

2　就労選択支援サービス利用開始前の流れ

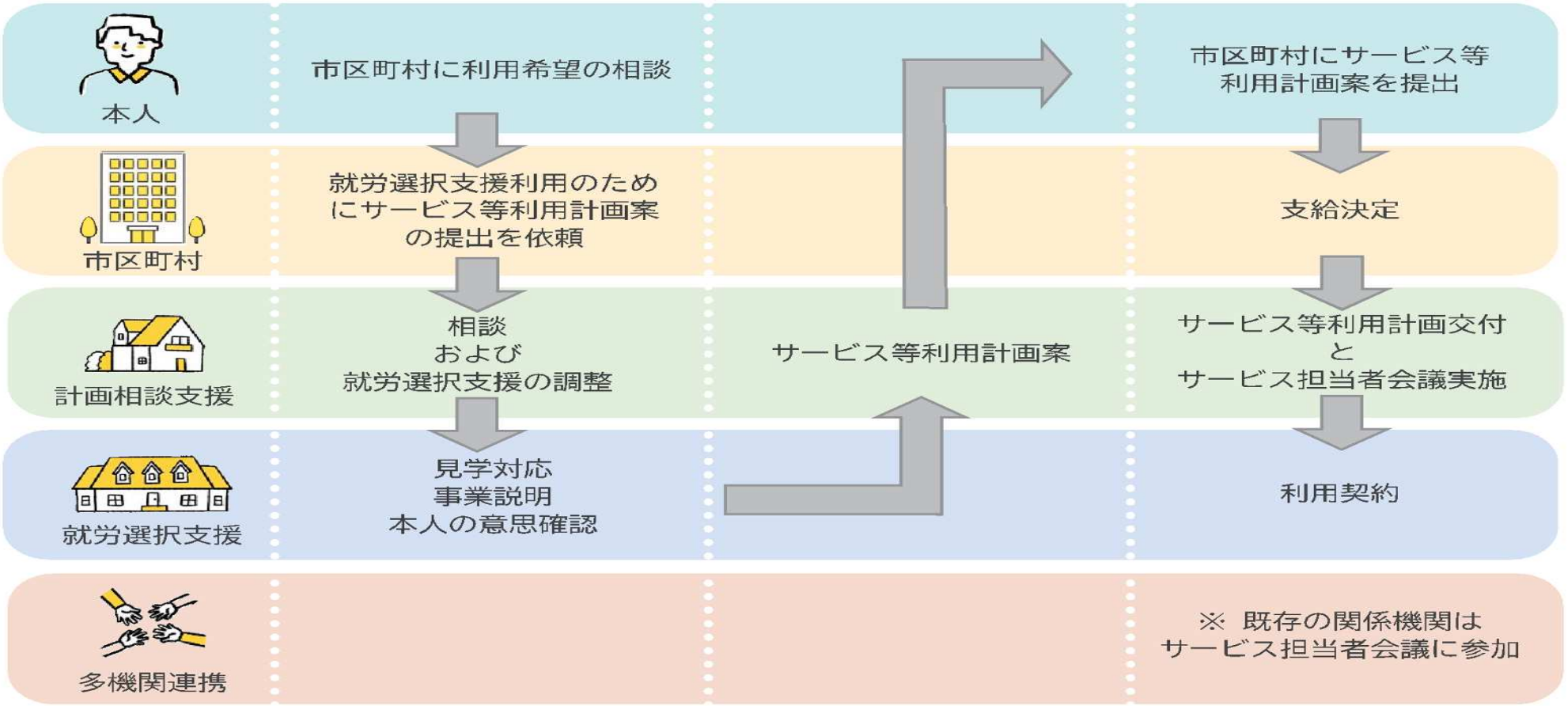

○利用希望の相談【相談を受けた機関が対応】

・一般就労も見据えた就労系障がい福祉サービスの利用検討をしている人や進路選択で悩んでいる人から本人の意向を確認し、関係機関（ハローワークや計画相談支援事業所等）へ繋げる必要があるか、障がい福祉サービスの利用が必要か検討する。

・就労選択支援の利用が必要と判断した場合、就労選択支援サービスの流れや事業概要（目的・支援内容・効果等）を視覚的にわかりやすい資料を用いて説明し、サービスの具体的イメージを伝える。

👉 ポイント

就労選択支援は、**自分の将来を考え、決めていくきっかけになる意思決定支援サービスであり、アセスメント結果が自分の将来を決定するものではない(自分の希望が尊重される)こと**を伝える。

○指定特定相談支援事業所との連携

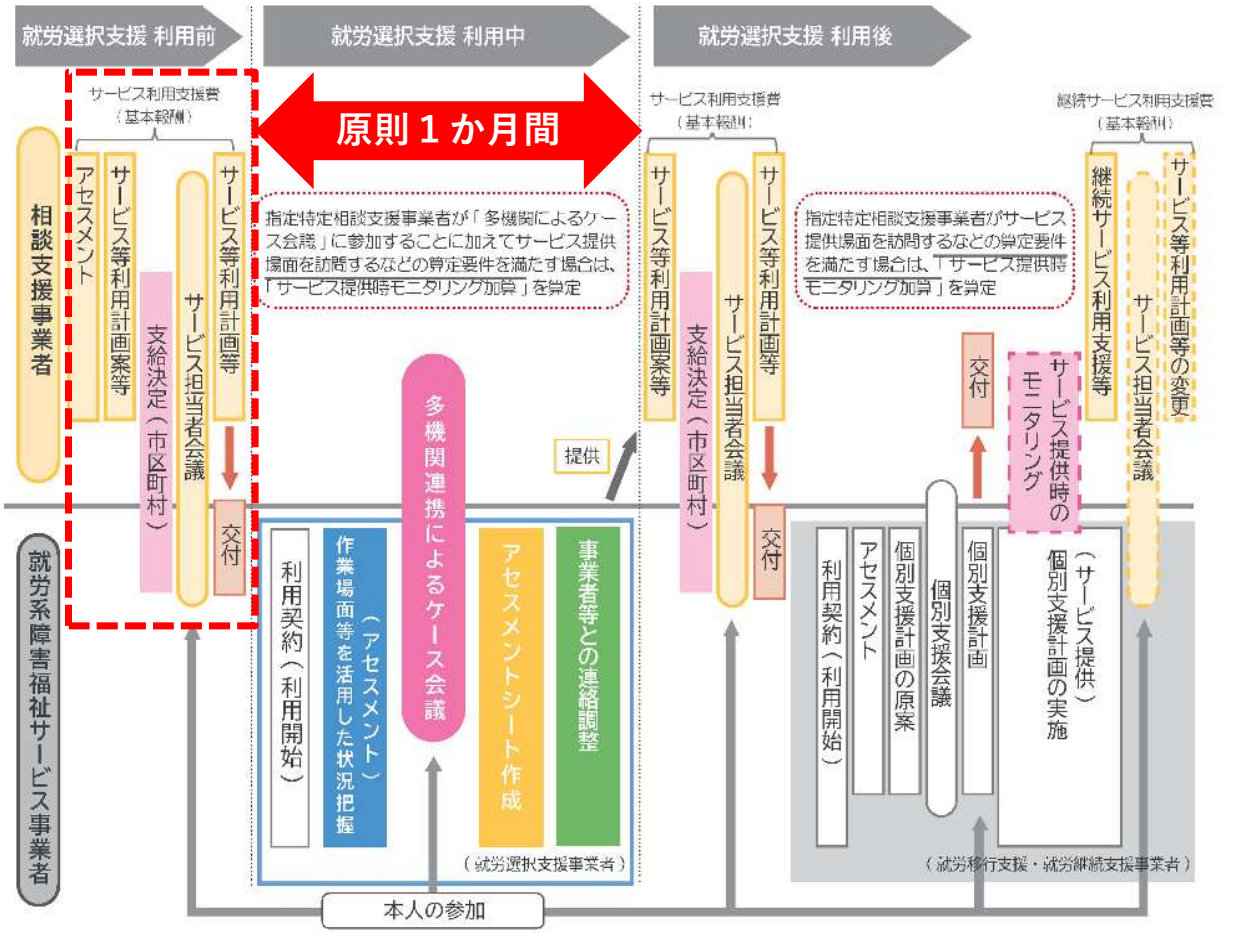

【連携内容】

- 指定特定相談支援事業所がアセスメントを基に**サービス等利用計画案**を作成し、区役所に提出する。
- 区役所はサービス等利用計画案を勘案し、就労選択支援の支給決定を行う。
- 指定特定相談支援事業所の調整により本人・就労選択支援事業所を含めた関係者による**サービス担当者会議**を開催する。
- サービス担当者会議を受けて、指定特定相談支援事業所が**サービス等利用計画**を作成し、本人・就労選択支援事業所等に交付する。

3　支給決定

3　支給決定

○支給決定期間：原則１か月（最大２か月まで）

原則、延長不可だが、下記「例外事由」に該当する場合は、**１度のみ１か月**の延長が可能。

なお、**当初から例外事由に該当することが明らかな場合に限り、２か月間の支給決定を行うことも可能だが、**この場合は、**支給決定期間の延長は不可**。

【例外事由】

・自分自身に対して、過小・過大評価を有していたり、自分自身の特性に関する知識等の不足、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、１か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合

・作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、１か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

○他のサービスとの併給

	就労移行支援事業所による就労アセスメント・就労選択支援	
	令和7年9月まで	令和7年10月以降
障害者総合支援法に基づく日中活動サービス※1	不可	不可※2
児童福祉法に基づくサービス（放課後等デイサービス）	不可	可

※１ 生活介護、自立訓練（宿泊型除く）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型

※２ 就労移行支援、または就労選択支援の報酬を算定した場合、他サービスの報酬は算定不可だが、事業所間同士の合議による報酬按分により、両サービスを同一日に利用することは可。

例１）同一日の別の時間帯に各サービスを提供する場合は、各サービスの利用時間に基づき、報酬を按分する。

例２）同一日の同時間に両サービスを提供する場合（就労継続支援Ａ型事業所の作業場面において就労選択支援のアセスメントを行う等）に報酬を按分する。

◯障害者総合支援法に基づく日中活動サービスが併給不可の理由

・どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されているため。

・就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されており、支援内容に重なりがあるため。

◯児童福祉法に基づくサービスが併給可の理由

・就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスであり、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれず、支援内容や報酬に重なりがないため。

○同一法人が運営する就労系障がい福祉サービス事業所の利用について

・就労移行支援や就労継続支援Ａ型・Ｂ型利用中の者が、受給者証の更新や事業所変更を検討するに当たり、就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、**現在利用中の事業所と同一法人が運営する就労選択支援は利用できない**。

・ただし、**例外措置**として、最も近い就労選択支援事業所であっても通所が困難である等、近隣に別法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所（就労アセスメント目的）がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援事業所の利用が認められる。

4　就労選択支援サービス利用中の流れ

4　就労選択支援サービス利用中の流れ

○１か月のイメージ

～　本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する　～

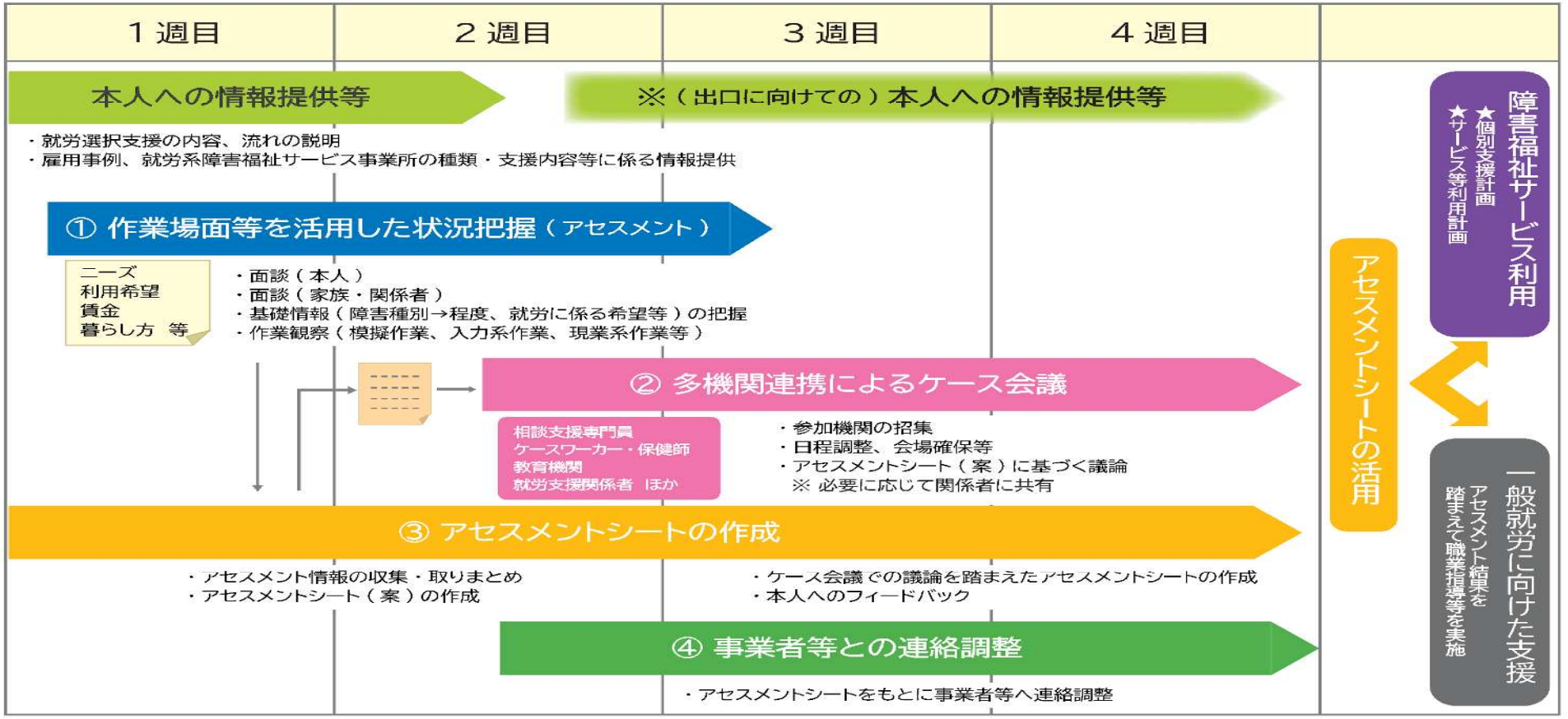

○本人への情報提供【就労選択支援事業所が実施】

就労選択支援を「何のために利用するのか」、「どのようなサービス内容」か、本人が理解できるよう情報提供を行う。加えて、就労系障がい福祉サービス、ハローワーク等による支援や一般就労に関する情報等について、本人が就労選択支援を受けた後の進路選択をするうえで参考となるよう情報提供を行う。

○就労アセスメント【就労選択支援事業所が実施】

就労移行支援事業所で実施している現行の就労アセスメントの手法を活用しながらアセスメント（**原則、対面実施**）を実施する。就労選択支援事業所、他の就労系障がい福祉サービス事業所、学校、企業等で訓練を行い、その作業場面での観察を通じて、就労選択支援員がアセスメントを実施する。

※　厚生労働省は、約２週間程度の期間と想定しているが、規定日数はなく、５日間程度の短期間実施でも構わないとされている。

○工賃

利用者に対する工賃が発生する場合は、利用者に支払って差し支えない。

○他機関のアセスメント結果やアセスメントの有効期限

他機関が既にアセスメントを実施済みの場合、活用・参考として差し支えないが、**他機関実施の場合はアセスメント結果に有効期限がある**。また、内容に不足があれば、本人の負担にならない範囲で追加アセスメントも可能。ただし、**就労選択支援事業所が労無く報酬を得る目的で、利用申請の前後で他機関の利用を勧め、当該機関のアセスメント結果や設備を流用することはできない**。

実施機関	有効期限
就労選択支援事業所	なし
障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、 就労系障がい福祉サービス事業所（就労選択支援事業所を除く）、 障害者職業能力開発訓練事業を行う機関、特別支援学校等	**原則１年以内**

○多機関連携によるケース会議

就労選択支援事業所が実施した就労アセスメントの結果について、本人や関係者と共有し、サービス利用後の適切な支援につなげるための会議（※１）であり、就労選択支援事業所が主体となり、利用者のケースに応じて必要な関係機関（※２）を参集して、随時、実施する。

対面実施が困難な場合は、オンライン実施としても差し支えない。

※１　障がい福祉サービスの単なる振り分けや事業所の意見が最終決断となるわけではなく、**利用者が主体となって意思決定するための材料を提供し、整理する場**である。

※２　**本人（原則参加）**や家族、**指定特定相談支援事業所（利用している場合は原則参加）**、現在利用している障がい福祉サービス事業所、学校、医療機関、自治体等

○アセスメントシートの作成

・「就労に向けた今後のプラン」を考えていくために必要な材料となるため、多機関連携ケース会議の内容を踏まえ、就労選択支援事業所が**本人と協同して**シートを作成する。

・今後、必要と考えられる支援の在り方や想定される今後の就労先や働き方等を記載する。

👉 ポイント

・就労選択支援事業所が本人の就労の可否や利用すべき就労系障がい福祉サービス、利用する事業所を判断・決定するものではない。

・指定特定相談支援事業所はアセスメント結果を踏まえ、サービス等利用計画の見直しを行うため、就労選択支援事業所からシートを書面で提供すること。

・実施した支援内容や本人の状況把握のため、アセスメントシートは、支給決定権者（区）への共有が望ましい（厚生労働省の技術的助言より）。

○関係機関との連絡調整

・就労選択支援事業所は、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう協議会（自立支援協議会の就労支援部会を想定）へ定期的に参加することが求められており、事業の運営に係る状況報告や必要な要望・助言等を聞くために、**概ね、年に１回以上は協議会への参加が必要**である。

・就労選択支援利用後、障害者職業・生活支援センターや公共職業安定所等の他の関係機関を利用することが想定される場合は、本人の同意を得たうえで、アセスメント結果を関係機関に共有すること。その際、問合せ可能な連絡先を併せて共有することが望ましい。

・アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて、随時、関係機関への情報提供や連絡調整を行う。

5　報酬算定

5　報酬算定

○基本報酬：1,210単位/日

○基本報酬の算定要件

利用者に対して、**直接支援(※１)を行い、かつ下記の事業内容①～④を実施(※２)し、１日単位の支援内容を記録した場合のみ**。

①　短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等整理（アセスメント）

②　アセスメント結果の作成に当たり、多機関（利用者及び関係者）連携会議を開催

③　アセスメント結果を作成し、利用者等へ情報提供

④　利用者への適切な支援に向け、必要に応じて関係機関との連絡調整を実施

※１　利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象だが、関係機関との連絡調整のみ等、**利用者の参加を伴わない場合は算定不可**。

※２　**未実施の事業内容がある場合は算定不可**（利用者都合により中断した場合を除く）。

○特定事業所集中減算：200単位/月

・中立性確保の点（就労選択支援事業所と同一法人が運営する他の就労系障がい福祉サービス事業所へ利用者を誘導しない仕組みが必要）から当該減算が設けられた。

・各年度２回、規定の判定期間（※1）において就労アセスメントの利用が終了した利用者を対象（※2）に減算要件（※3）に該当した場合、**減算適用期間のすべてについて減算を適用する**。

※１　判定期間や計算方法等は、「就労選択支援の実施について」３（２）を参照。

※２　少なくともアセスメント終了から１年間は移行先の把握を就労選択支援事業所で行う。

※３　就労選択支援事業所と同一法人が運営する事業所（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）を利用することとなった利用者の割合が８割を超過している。

○特定事業所集中減算の例外

正当な理由がある場合は、当該理由を新潟市障がい福祉課へ提出することにより、減算を免れることが可能（新潟市障がい福祉課が認められないと判断した場合を除く）。

6　基準・関係通知等

6　基準・関係通知等

○ 指定基準省令・解釈通知
○ 報酬告示・留意事項通知
○ 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（令和7年3月31日付け障障発0331第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
○ 就労選択支援の実施について（令和7年3月31日付け障障発0331第3号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
○ 日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（令和7年3月31日付け障障発0331第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
○ 特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについて（令和7年5月15日付け7初特支第1号・障障発0515第2号 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
○ 就労選択支援実施マニュアル
○ 介護給付費等に係る支給決定事務等について（令和7年3月最終改正）